

平成30年度 東部地区 各種講習会計画 7月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（社）広島県労働基準協会尾道支部 / 電話 0848-22-3432 三原支部 / 0848-64-7600

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	2・3	福山教習所 (2・3)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条 18, 20号別表第3, 5)
	30・31	福山教習所 (2・3)				
酸欠・硫化水素危険 作業主任者 (3日=17.5時間)	17～19	福山教習所 (17～19)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条 21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
	25～27	福山教習所 (25～27)				
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	12・13	福山教習所 (12・13)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条 22号、別表第6の2)
床上操作式クレーン運転 (A B区分学科2日、 実技1日間)	13～18	福山教習所 (13・14)	福山教習所 (17・18)	A 24,840 B 22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務 (安衛令第20条 6号)
	19～24	福山教習所 (19・20)	福山教習所 (23・24)			
	26～31	府中商工会議所 (26・27)	福山教習所 (30・31)			
ガス溶接 (学科1日、実技1日)	9・10	福山教習所 (9)	福山教習所 (10)	9,720	864	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条 10号、安衛則第79条、別表第6)
フォークリフト運転 (B区分学科1日、 実技3日)	3～11	福山教習所 (3)	福山教習所 (4～6) (9～11)	A 32,400 B 27,000	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令 65 第20条 11号)
	20～28	福山教習所 (20)	福山教習所 (21～23) (27～29)			
玉掛け (A B C区分学科2日、 実技1日)	5～11	福山教習所 (5・6)	福山教習所 (9・10・11)	A 20,520 B 19,440 C 18,360	1,645	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 (安衛令第20条 16号)
	10～13	尾道長者原ｽﾍﾟｰｽ ｾﾝﾀｰ (10・11)	福山教習所 (12・13)			
自由研削用といし 取替え等業務 学科・実技(1日6時間教育)	30	福山教習所(30)	福山教習所(30)	会員 8,640 一般 11,880	1,296	自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務 (安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋)

備考：申込は尾道支部 / 電話 0848-22-3432 / F A X 0848-22-3444 / メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。（各支部分含む）

三原支部 / 電話 0848-64-7600 / F A X 0848-64-7601 / メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。

種 類	開催予定日	予定会場 (学科)(日付)	予定会場 (実技)(日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
アーク溶接等業務(3日=17.5時間教育) 学科・実技	11~13	福山教習所 (11・12)	福山教習所 (13)	会員 18,360 一般 21,600	1,080	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
クレーン運転業務 (2日=13時間教育) (学科・実技)	5・6	福山教習所 (5・6)	福山教習所 (6)	会員 14,040 一般 17,280	1,645	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
動力プレス金型等の 取付け等業務 (1日=8時間教育)	2	福山教習所 (2)	なし、但し事業者 で2時間以上実施 必要	会員 6,480 一般 9,720	2,484	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部 又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全 囲いの取付け、取り外し又は調整の業務(安衛則第36 条第2号抜粋)
特定粉じん作業 (1日=4.5時間教育)	4	福山教習所 (4)	なし	会員 5,400 一般 8,640	648	粉じん作業に従事しているもの (安衛則第36条第29号粉じん障害防止規則第22条抜 粋)
安全衛生推進者養成講習 (2日=10時間教育)	23・24	福山教習所 (23・24)	なし	10,800	1,404	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場 に選任必要(安衛法第12条の2安衛則第12条の2)
職長等教育 (2日=職長等12時間)	9・10	福山教習所 (9・10)	なし	会員 14,040 一般 17,280	864(職長等)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作 業中の労働者を直接指揮または監督する者(安衛法第60 条、施行令第19条、安衛則第40条)(安全・衛生責任 者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=職長 安全衛生責任者14時間)	9・10				864(職長等) 648(安衛実)	上記と建設工事現場において請負契約関係にある事業 者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、 関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
有機溶剤作業主任者 能力向上教育 (1日=7時間教育)	23	福山教習所 (23)	なし	会員 6,480 一般 9,720	2,160	事業者は、労働安全衛生法第19条の22項の基 づく能力向上教育指針により当該業務に関する能力 向上教育を行うよう求められています。
フォークリフト運転業務 従事者安全衛生教育 (1日=6時間教育)	27	福山教習所 (27)	なし	会員 6,480 一般 9,720	1,749	フォークリフト運転技能講習資格修得後5年以上経過し た者、または前回教育受講後5年以上経過した者を対象 とした労働省通達による技能向上教育です。 (基発第114号)
携帯用丸のこ盤作業 従事者安全教育 (1日=4.5時間教育)	24	福山教習所 (24)	なし	会員 5,400 一般 8,640	1,030	携帯用丸のこ盤を使用する作業に従事する者に対する安 全教育の実施を求めています (平成22年7月14日基安発0714第2号)。
危険予知訓練研修 (1日=7時間教育)	11	福山教習所 (11)	なし	会員 7,560 一般 10,800	756	危険を予知・予測し、未然に災害を防止する手法を学習 する講習会で、多くの事業場で活用されています。管理 監督者、現場従事者などが対象です。
労災保険実務講座 (1日=3.5時間教育)	27	福山教習所 (27)	なし	会員 3,240 一般 5,400	1,000	労働災害や通勤災害(交通事故等)が発生した場合の労 災保険への対応について、Q&Aを交えながら分かりや すく説明します。

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします。(各支部分含む)
三原支部／電話 0848-64-7600／FAX 0848-64-7601／メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。